

## マルチアセット戦略ファンド・トリプル(ラップ専用)

追加型投信／内外／資産複合

信託期間 : 2025年1月22日 から 無期限

基準日：2026年6月30日

決算日：毎年11月20日（休業日の場合翌営業日）

回次コード : 5137

※過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。

### 《基準価額・純資産の推移》

2026年6月30日現在

|       |          |
|-------|----------|
| 基準価額  | 14,559 円 |
| 純資産総額 | 46億円     |

### 期間別騰落率

| 期間   | ファンド    |
|------|---------|
| 1ヵ月間 | +2.7 %  |
| 3ヵ月間 | +15.1 % |
| 6ヵ月間 | +12.6 % |
| 1年間  | +38.4 % |
| 3年間  | -----   |
| 5年間  | -----   |
| 10年間 | -----   |
| 設定来  | +45.6 % |

当初設定日（2025年1月22日）～2026年6月30日



※「分配金再投資基準価額」は、分配金実績があった場合に、当該分配金（税引前）を分配時にファンドへ再投資したものとみなして計算したものです。

※基準価額の計算において、実質的な運用管理費用（信託報酬）は控除しています（後述のファンドの費用をご覧ください）。

※「期間別騰落率」の各計算期間は、基準日から過去に遡った期間とし、当該ファンドの「分配金再投資基準価額」を用いた騰落率を表しています。

※実際のファンドでは、課税条件によって投資者ごとの騰落率は異なります。また、換金時の費用・税金等は考慮していません。

## 《分配の推移》

(1万口当たり、税引前)

| 決算期(年/月) |         | 分配金     |
|----------|---------|---------|
| 第1期      | (25/11) | 0円      |
|          |         |         |
|          |         |         |
|          |         |         |
|          |         |         |
|          |         |         |
|          |         |         |
|          |         |         |
| 分配金合計額   |         | 設定来： 0円 |

※分配金は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。

## 《主要な資産の状況》

※比率は、純資産総額に対するものです。

| 資産別構成       |     |        |
|-------------|-----|--------|
| 資産          | 銘柄数 | 比率     |
| 外国債券        | 1   | 99.8%  |
| コール・ローン、その他 |     | 0.2%   |
| 合計          | 1   | 100.0% |

| 通貨別構成 | 合計100.0% |
|-------|----------|
| 通貨    | 比率       |
| 日本円   | 100.0%   |
|       |          |

[illegible]

■当資料は、ファンドの状況や関連する情報等をお知らせするために大和アセットマネジメントにより作成されたものです。当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は大きく変動します。したがって投資元本が保証されているものではありません。当ファンドの取得をご希望の場合には投資信託説明書(交付目論見書)を販売会社よりお渡しいたしますので、必ず内容をご確認の上ご自身でご判断ください。後述の当資料のお取り扱いにおけるご注意をよくお読みください。

設定・運用:

大和アセットマネジメント

Daiwa Asset Management

商号等

大和アセットマネジメント株式会社

加入協會

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第352号  
一般社団法人資産運用業協会  
一般社団法人第二種金融商品取引業協会

## 《ファンドの目的・特色》

### ファンドの目的

- ・連動債券への投資を通じて、内外の株式、債券およびリートに投資を行ない、信託財産の成長をめざします。

### ファンドの特色

- ・当ファンドは、投資者と販売会社が締結する投資一任契約に基づいて、資産を管理する口座の資金を運用するためのファンドです。
  - 当ファンドの購入の申込みを行なう投資者は、販売会社と投資一任契約の資産を管理する口座に関する契約および投資一任契約を締結する必要があります。
- ・主として、連動債券への投資を通じて、内外の株式、債券およびリート※に投資を行ないます。
  - ※日本株式、先進国株式、日本国債、先進国国債、日本リート、先進国リート、日本の短期債券を指します。（以下同じ。）
- ・毎年 11 月 20 日（休業日の場合翌営業日）に決算を行ない、収益分配方針に基づいて収益の分配を行ないます。

## 《投資リスク》

- 当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、**投資元本が保証されているものではなく、これを割込むことがあります。信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。投資信託は預貯金とは異なります。**基準価額の主な変動要因は、以下のとおりです。

|                           |                                                                                                                                                                                                        |
|---------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 価格変動リスク・信用リスク<br>株価の変動    | 組入資産の価格が下落した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。<br>株価は、政治・経済情勢、発行企業の業績、市場の需給等を反映して変動します。発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金が回収できなくなることもあります。                                                                   |
| 価格変動リスク・信用リスク<br>公社債の価格変動 | 組入資産の価格が下落した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。<br>公社債の価格は、一般に金利が低下した場合には上昇し、金利が上昇した場合には下落します。また、公社債の価格は、発行体の信用状況によっても変動します。特に、発行体が債務不履行を発生させた場合、またはその可能性が予想される場合には、公社債の価格は下落します。                     |
| 価格変動リスク・信用リスク<br>リートの価格変動 | 組入資産の価格が下落した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。<br>リートの価格は、不動産市況の変動、リートの収益や財務内容の変動、リートに関する法制度の変更等の影響を受けます。                                                                                            |
| 連動債券への投資に伴うリスク            | 「トリプルファンド」が投資対象とする連動債券において、連動債券が追加発行されないこととなる場合および連動債券の早期償還事由が生じた場合は、予想外の損失を被る可能性があります。<br>連動債券の発行体がスワップ取引を活用した場合で、スワップ取引の相手方に債務不履行や倒産その他の事態が生じた場合には、予想外の損失を被る可能性があります。                                |
| 当ファンドの戦略に関するリスク           | 「トリプルファンド」では、連動債券を通じて純資産規模を上回る投資を行なうことから、投資対象の市場における値動きに比べて大きな損失が生じる可能性があります。                                                                                                                          |
| 為替変動リスク                   | 外貨建資産については、資産自体の価格変動のほか、当該外貨の円に対する為替レートの変動の影響を受けます。組入外貨建資産について、当該外貨の為替レートが円高方向に進んだ場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。                                                                                 |
| カントリー・リスク                 | 投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想外に下落したり、方針に沿った運用が困難となることがあります。                                                                                                  |
| その他                       | 解約資金を手当てするため組入証券を売却する際、市場規模や市場動向によっては市場実勢を押下げ、当初期待される価格で売却できないこともあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。<br>「トリプルファンド」においては、連動債券の値付業者の財務状況が著しく悪化した場合などには、当該債券の流動性が著しく低下する可能性があります。その影響により、当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。 |

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

#### その他の留意点

- 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第 37 条の 6 の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- 当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要がある場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受け付けが中止となる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性があります。
- 連動債券への投資においては、一般に借入金利に相当する負担があります。そのため、長期に保有する場合、金利負担が累積されます。
- 「トリプルファンド」はレバレッジ倍率に比した高リスク商品であり、初心者向けの商品ではありません。長期に保有する場合、対象資産の値動きに比べて基準価額が大幅に値下がりすることがあるため、そのことについてご理解いただける方に適しています。
- 「トリプルファンド」は、忠実義務に基づき、投資する債券について、その価格が入手できない、または入手した価格で評価すべきでないと考えられる場合には、適正と判断する直近の日の価格など当社が時価と認める価格で評価することがあります。

## 《ファンドの費用》

| 投資者が直接的に負担する費用                           |                                                                                                                                                                                                                                                                             |                                                                           |            |
|------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------|------------|
|                                          | 料率等                                                                                                                                                                                                                                                                         | 費用の内容                                                                     |            |
| 購入時手数料                                   | 販売会社が別に定める率<br>※徴収している販売会社はありません。                                                                                                                                                                                                                                           | —                                                                         |            |
| 信託財産留保額                                  | ありません。                                                                                                                                                                                                                                                                      | —                                                                         |            |
| 投資者が信託財産で間接的に負担する費用                      |                                                                                                                                                                                                                                                                             |                                                                           |            |
|                                          | 料率等                                                                                                                                                                                                                                                                         | 費用の内容                                                                     |            |
| 運用管理費用<br>(信託報酬)                         | 〈シングルファンド・トリプルファンド共通〉<br>年率0.3575%<br>(税抜0.325%)                                                                                                                                                                                                                            | 運用管理費用の総額は、日々の信託財産の純資産総額に対して左記の率を乗じて得た額とします。運用管理費用は、毎日計上され日々の基準価額に反映されます。 |            |
|                                          | 〈マネーファンド〉<br><u>年率0.11%(税抜0.10%)以内</u><br>各月ごとに決定するものとし、前月最終営業日の翌日から当月最終営業日までの当該率は、各月の前月の最終5営業日における無担保コール翌日物レートの平均値に応じて、純資産総額に対して以下の率とします。<br>(無担保コール翌日物レートの平均値が)<br>イ. 0.1%未満の場合：年率0.00%(税抜0.00%)<br>ロ. 0.1%以上0.5%未満の場合：年率0.055%(税抜0.05%)<br>ハ. 0.5%以上の場合：年率0.11%(税抜0.10%) |                                                                           |            |
| 委託会社                                     | 配分については、<br>下記参照                                                                                                                                                                                                                                                            | ファンドの運用と調査、受託会社への運用指図、基準価額の計算、目論見書・運用報告書の作成等の対価です。                        |            |
| 販売会社                                     |                                                                                                                                                                                                                                                                             | 運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価です。                                |            |
| 受託会社                                     |                                                                                                                                                                                                                                                                             | 運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価です。                                                |            |
|                                          | 〈シングルファンド・トリプルファンド共通〉                                                                                                                                                                                                                                                       |                                                                           |            |
|                                          | 〈運用管理費用の配分〉(税抜) (注1)                                                                                                                                                                                                                                                        |                                                                           |            |
|                                          | 委託会社                                                                                                                                                                                                                                                                        | 販売会社                                                                      | 受託会社       |
|                                          | 年率0.25%                                                                                                                                                                                                                                                                     | 年率0.05%                                                                   | 年率0.025%   |
|                                          | 〈マネーファンド〉                                                                                                                                                                                                                                                                   |                                                                           |            |
|                                          | 〈運用管理費用の配分〉(税抜) (注1)                                                                                                                                                                                                                                                        |                                                                           |            |
|                                          |                                                                                                                                                                                                                                                                             | 委託会社                                                                      | 販売会社       |
| 前記イ. の場合                                 | 年率0.00%                                                                                                                                                                                                                                                                     | 年率0.00%                                                                   | 年率0.00%    |
| 前記ロ. の場合                                 | 年率0.03845%                                                                                                                                                                                                                                                                  | 年率0.00770%                                                                | 年率0.00385% |
| 前記ハ. の場合                                 | 年率0.07692%                                                                                                                                                                                                                                                                  | 年率0.01539%                                                                | 年率0.00769% |
| 投資対象とする<br>連動債券<br>(目論見書作成時点)            | 「シングルファンド」 年率0.22%程度<br>「トリプルファンド」 年率0.50%程度                                                                                                                                                                                                                                | 連動債券にかかる費用等です。                                                            |            |
| 実質的に負担する<br>運用管理費用の<br>概算値<br>(目論見書作成時点) | 「シングルファンド」 <u>年率0.5775%(税込)程度</u><br>「トリプルファンド」 <u>年率0.8575%(税込)程度</u><br>(連動債券にかかる費用等を含めたものです。実際の組入状況等により変動します。)                                                                                                                                                           |                                                                           |            |
| その他の費用・<br>手数料                           | (注2)                                                                                                                                                                                                                                                                        | 監査報酬、有価証券売買時の売買委託手数料、先物取引・オプション取引等に要する費用、資産を外国で保管する場合の費用等を信託財産でご負担いただきます。 |            |

(注1) 「運用管理費用の配分」には、別途消費税率を乗じた額がかかります。

(注2) 当ファンドおよび連動債券における「その他の費用・手数料」については、運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。

※運用管理費用の信託財産からの支払いは、毎計算期間の最初の6か月終了日（休業日の場合翌営業日）および毎計算期末または信託終了時に行なわれます。

※手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

|                        |                                                                                                                                                                                                                            |
|------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 購入単位                   | 最低単位を 1 円単位または 1 口単位として販売会社が定める単位                                                                                                                                                                                          |
| 購入価額                   | 購入申込受付日の翌々営業日の基準価額（1 万口当たり）                                                                                                                                                                                                |
| 購入代金                   | 販売会社が定める期日までにお支払い下さい。                                                                                                                                                                                                      |
| 換金単位                   | 最低単位を 1 口単位として販売会社が定める単位                                                                                                                                                                                                   |
| 換金価額                   | 換金申込受付日の翌々営業日の基準価額（1 万口当たり）                                                                                                                                                                                                |
| 換金代金                   | 原則として換金申込受付日から起算して 6 営業日目からお支払いします。                                                                                                                                                                                        |
| 申込受付中止日                | <p>① ユーレックス、ニューヨークの銀行またはロンドンの銀行の休業日（土曜日、日曜日および委託会社の休業日を除きます。）の前営業日</p> <p>② カナダまたはオーストラリアの休日（土曜日、日曜日および委託会社の休業日を除きます。）の前営業日</p> <p>③ ①②のほか、一部解約金の支払い等に支障を来すおそれがあるとして委託会社が定める日</p> <p>（注）申込受付中止日は、販売会社または委託会社にお問合わせ下さい。</p> |
| 申込締切時間                 | <p>原則として、午後 3 時 30 分まで（販売会社所定の事務手続きが完了したもの）</p> <p>なお、販売会社によっては異なる場合がありますので、くわしくは販売会社にお問合わせ下さい。</p>                                                                                                                        |
| 換金制限                   | 信託財産の資金管理を円滑に行なうために大口の換金申込みには制限があります。                                                                                                                                                                                      |
| 購入・換金申込受付<br>の中止および取消し | 金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情が発生した場合には、購入、換金の申込みの受付を中止すること、すでに受付けた購入、換金の申込みを取消すことがあります。                                                                                                                           |
| 繰上償還                   | <p>次のいずれかの場合には、委託会社は、事前に受益者の意向を確認し、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、繰上償還ができます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・受益権の口数が 30 億口を下ることとなった場合</li> <li>・信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき</li> <li>・やむを得ない事情が発生したとき</li> </ul>        |
| 収益分配                   | <p>年 1 回、収益分配方針に基づいて収益の分配を行ないます。</p> <p>（注）当ファンドには、「分配金再投資コース」と「分配金支払いコース」があります。なお、お取扱い可能なコースおよびコース名については異なる場合がありますので、販売会社にお問合わせ下さい。</p>                                                                                   |
| 課税関係                   | <p>課税上は株式投資信託として取扱われます。配当控除、益金不算入制度の適用はありません。</p> <p>公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に NISA（少額投資非課税制度）の適用対象となります。</p> <p>当ファンドは、NISA の対象ではありません。</p> <p>※税法が改正された場合等には変更される場合があります。</p>                                           |

## 《当資料のお取り扱いにおけるご注意》

- 当資料は、ファンドの状況や関連する情報等をお知らせするために大和アセットマネジメントにより作成されたものです。
- 当ファンドのお申込みにあたっては、販売会社よりお渡しする「投資信託説明書（交付目論見書）」の内容を必ずご確認ください。
- 投資信託は、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は大きく変動します。したがって、投資者のみなさまの投資元本が保証されているものではありません。信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。投資信託は預貯金とは異なります。
- 投資信託は、預金や保険契約とは異なり、預金保険機構・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。証券会社以外でご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の対象ではありません。
- 当資料は、信頼できると考えられる情報源から作成していますが、その正確性・完全性を保証するものではありません。運用実績などの記載内容は過去の実績であり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。また、税金、手数料等を考慮していませんので、投資者のみなさまの実質的な投資成果を示すものではありません。
- 当資料の中で記載されている内容、数値、図表、意見等は資料作成時点のものであり、今後予告なく変更されることがあります。
- 同じ銘柄名が複数表示される場合、同一銘柄名であっても市場や通貨等が異なる場合があります。また、銘柄名称が長い場合、名称の一部が表記されない場合があります。
- 分配金は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。

販売会社等についてのお問い合わせ

▶ **大和アセットマネジメント** フリーダイヤル 0120-106212（営業日の 9:00～17:00）

当社ホームページ

▶ <https://www.daiwa-am.co.jp/>

| 販売会社名（業態別、50音順）<br>（金融商品取引業者名）           |          | 登録番号           | 加入協会    |                   |                         |                            |
|------------------------------------------|----------|----------------|---------|-------------------|-------------------------|----------------------------|
|                                          |          |                | 日本証券業協会 | 一般社団法人<br>資産運用業協会 | 一般社団法人<br>金融先物<br>取引業協会 | 一般社団法人<br>第二種金融商<br>品取引業協会 |
| 株式会社SBI新生銀行<br>(委託金融商品取引業者<br>株式会社SBI証券) | 登録金融機関   | 関東財務局長(登金)第10号 | ○       |                   | ○                       |                            |
| 株式会社SBI証券                                | 金融商品取引業者 | 関東財務局長(金商)第44号 | ○       |                   | ○                       | ○                          |

上記の販売会社は今後変更となる場合があります。また、販売会社によって、新規のご購入の取扱いを行っていない場合や、お申込み方法・条件等が異なります。くわしくは、販売会社にお問合わせ下さい。